

## 令和5年第1回印西地区消防組合議会臨時会

### ○議事日程（第1号）

令和5年7月14日（金曜日）午後2時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

### ○議事日程（第1号の追加1）

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 副議長の選挙

日程第 6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 議案第1号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第2号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第3号 工事請負契約に係る変更契約の締結について

日程第10 議案第4号 財産の取得について

日程第11 議案第5号 財産の取得について

日程第12 報告第1号 継続費繰越計算書の報告について

日程第13 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第14 報告第3号 専決処分の報告について

日程第15 報告第4号 専決処分の報告について

日程第16 同意第1号 印西地区消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	近藤	瑞枝
2番	石井	恵子
3番	小田川	敦子
4番	川上	賢二
5番	岩崎	成子
6番	藤江	研一
7番	都築	真理子
8番	小金谷	恒久
9番	板橋	睦
10番	古澤	由紀子

---

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	板倉	正直
副管理者	笠井	喜久雄
消防長	山下	浩一
消防本部次長	丹羽	雅幸
総務課長	佐藤	秀行
予防課長	島田	伸一
警防課長	佐藤	勝己
指揮指令課長	武藤	樹幸
牧の原 消防署長	今井	輝彦
印西 消防署長	鈴木	幹夫
白井消防署長	篠田	一彦

---

○議会事務局出席職員氏名

書記長	中根	秀一
書記	渡来	聡
書記	海老原	慎

---

○議会書記長（中根秀一） 本日は、公私ともご多用のところ、当消防組合第1回臨時会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。私、議会書記長の中根と申します。よろしくお願ひいたします。

印西市及び白井市の一般選挙後、初の議会でございますので、臨時議長を紹介するまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

---

#### ◎管理者挨拶

○議会書記長（中根秀一） 初めに、管理者から臨時会招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（板倉正直） 本日、ここに令和5年第1回印西地区消防組合議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用中にもかかわらずご出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを感謝申し上げます。

さて、このたびの市議会選挙により当選され、印西市、白井市から当組合の議会議員に選出されました皆様方におかれましては、心から歓迎申し上げます。また、知識経験者としての組合議員の任期満了に伴い、4月1日付で印西市から川上賢二議員、白井市から小金谷恒久議員が選出されております。あわせて歓迎申し上げます。議員の皆様には当消防組合発展のためご尽力くださいますよう、お願ひをいたします。

また、本日もご出席はしておりませんが、印西地区消防組合の監査委員、河合謹爾代表監査委員並びに高橋幸江会計管理者をご報告をさせていただきます。

更に、この4月より、当消防組合職員から山下消防長が就任いたしました。職員は、山下消防長の下、各種災害から住民の生命、身体、財産を守るため、より一層努力することで住民の期待と信頼に添えていけるものと考えております。

印西地区消防組合の現況は、防火対象物の大規模化や高層化、大型商業施設等の増加により、消防への需要は今後ますます高まるものと思われまます。

また、近年では大規模な自然災害が日本各地で発生しており、管内住民約17万3,000人の安全と安心の確保のため、消防体制の充実強化に努めてまいりますので、議員の皆様方にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本臨時会にご提案いたします案件は、承認1件、議案5件、報告4件、同意1件でございます。それぞれのご提案申し上げましたときに、議案内容のご説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議会書記長（中根秀一） ありがとうございます。

---

#### ◎臨時議長の紹介

○議会書記長（中根秀一） 次に、臨時議長をご紹介いたします。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の古澤由紀子議員をご紹介いたします。

古澤議員、臨時議長席へお願ひいたします。

(年長議員古澤由紀子君、議長席に着席)

○臨時議長(古澤由紀子) ただいま紹介されました古澤由紀子でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、議場について申し上げます。新型コロナウイルス感染症が5類に変更となりましたが、引き続き感染対策といたしまして議場内の換気のため、扉を開放した状態で開会いたしますこと、ご了承いただきたいと存じます。

また、マスク着用での発言に際しましては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時00分)

○臨時議長(古澤由紀子) ただいまから令和5年第1回印西地区消防組合議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○臨時議長(古澤由紀子) 臨時議長として、議事日程については、お手元に配りました議事日程第1号のとおりです。ご了承願います。

---

◎仮議席の指定

○臨時議長(古澤由紀子) 日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいま着席の議席とします。

---

◎議長の選挙

○臨時議長(古澤由紀子) 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○臨時議長(古澤由紀子) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法ですが、ここで休憩し、各市より1名の代表者を選出し、そこで協議願いたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○臨時議長(古澤由紀子) 異議なしと認めます。

それでは、休憩中に各市より1名の代表者を選出し、別室で協議願います。

会議再開後、報告願います。

しばらく休憩いたします。再開は2時10分。

休憩 午後 2時02分

---

再開 午後 2時06分

○臨時議長（古澤由紀子） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

2市代表者協議の結果をご報告願います。

9番、板橋議員。

○9番（板橋 睦） それでは、協議の結果をご報告いたします。

議長には、白井市の古澤由紀子さんを推薦いたします。

○臨時議長（古澤由紀子） お諮りします。

ただいま報告のありました古澤由紀子議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○臨時議長（古澤由紀子） 異議なしと認め、したがってただいま指名しました古澤由紀子議員が議長に当選されました。

ただいま指名において、議長の職につかせていただきました古澤由紀子です。皆様方とともに、印西地区消防組合議会の発展のために尽くしてまいりたいと思いますので、今後ともご指導のほどよろしく願います。

以上で臨時議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

ここで議事進行の打ち合わせのため休憩したいと思います。暫時休憩といたします。着席のままお待ちください。

休憩 午後 2時08分

---

再開 午後 2時10分

○議長（古澤由紀子） 会議を再開いたします。

これからの議事日程につきましては、議事日程第1号の追加1としてお手元に配付したとおりです。ご了承願います。

---

#### ◎議席の指定

○議長（古澤由紀子） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、議長において指定します。

議席は、ただいまの着席のとおり指定いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（古澤由紀子） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

1番 近藤瑞枝 議員

◎会期の決定

○議長（古澤由紀子） 日程第3、会期決定の件を議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（古澤由紀子） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（古澤由紀子） 日程第4、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので、ご報告します。

次に、監査委員より昨年11月から本年2月までの例月出納検査の結果報告並びに本年3月に実施した定期監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期臨時会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、6月末の消防活動状況の送付があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎副議長の選挙

○議長（古澤由紀子） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（古澤由紀子） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（古澤由紀子） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長には、9番の板橋睦議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました板橋睦議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（古澤由紀子） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました板橋睦議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された板橋睦議員が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

○9番（板橋 睦） ただいま副議長に就任いたしました9番、板橋睦です。議長を支える立場で、一生懸命消防組合の発展のために尽くしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古澤由紀子） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 承認第1号についてご説明をいたします。

本案は、印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する特殊勤務手当の種類のうち、防疫等作業手当の支給を廃止したものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 消防長。

○消防長（山下浩一） 承認第1号について補足説明させていただきます。

本案は、新型コロナウイルス感染症患者またはその疑いのある者の救急搬送等の業務に従事した場合に支給する手当として、令和3年第1回印西地区消防組合議会定例会で議決をいただき、新設したものでございますが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第6項に規定する5類感染症へ移行されたことに伴い、令和5年5月7日をもって当該手当を廃止したものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 質疑に入る前に、皆様に申し上げます。発言の前と発言の後、マイクのスイッチに注意してください。

では、承認第1号の専決処分の説明について質疑はありませんか。

6番の藤江研一議員。

○6番（藤江研一） 質問させていただきます。

今回の手当の削除により、影響のある職員数、それからこの手当削除により減額となる手当額が若干幾らになるのかということが分かれば教えていただきたいと思います。

それから、もう一点が職員の業務上の負荷が軽減されたのかどうか、それとも5類移行により業務量は増えているのかという点について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） 総務課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

今回手当の影響というところですが、職員への影響というところでは、特に大きなものはないと思われま。す。手当につきましては、現在1,000円、1,500円というような形で支給されておりますけれども、その1,000円、1,500円というところで1勤務、1回の勤務につき支給されておりますが、その部分がなくなるというところがございます。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 答弁漏れはありますか。質疑は分かっていますか。

警防課長、お願いします。

○警防課長（佐藤勝己） 警防課長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

コロナの5月8日以降の搬送件数に関しましては、5月が13件、6月が20件となっております。そのうち陽性患者が4名、5月が4名、6月が15名というような数字となっております。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） ほかに質疑は。

藤江議員。

○6番（藤江研一） 以上の回答でございますが、職員の業務上の負荷が軽減されているということでしょうか、それとも5類移行によって業務量は以前よりも増えているということでしょうか。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 職員の負荷の軽減ということでございますが、負荷は減っているというふうな数字が出ております。令和5年度で見ますと、1月が73件、2月が38件、3月が26件、4月が30件という件数の出動となっております。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、承認第1号については原案のとおり承認されました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第7、議案第1号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 議案第1号についてご説明をいたします。

本案は、特殊勤務手当の種類のうち、機関員業務手当に関する所用の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古澤由紀子） 消防長。

○消防長（山下浩一） 議案第1号について補足説明させていただきます。

本案は、機関員業務手当の支給の範囲を定めた条文の字句について一部改正を行うものでございます。

お手元の審議資料、議1-1を御覧ください。改正箇所について、4の新旧対照表によりご説明させていただきます。機関員業務手当の額等を定めた別表と、支給の範囲を定めた条文となる第3条第3号との整合性を図るため、旧欄の条文の下線部分「緊急自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。）の」までを削除するものでございます。

次に、附則でございしますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、小田川敦子議員。

○3番（小田川敦子） 議案第1号に対して質疑を行います。

いただいた資料等読みましたが、改正となる背景が分かりづらかったので、条例改正となった背景あるいは理由についてお示しいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、お答えいたします。

この手当につきましては、機関員業務手当ということで、特殊勤務手当の種類の一つでございします。勤務日に消防車、そして救急車等の緊急自動車の運転に指定された職員に支給する手当でございします。平成26年2月定例会におきまして、特殊勤務手当に関する条例改正の承認をいただき、26年4月1日から支給しているものでございします。

機関員業務手当を創設した趣旨でございしますが、機関員は運転以外にも出動に備えた装備資機材の点検業務なども受け持っておりまして、通常の隊員とは別に更なる責任とかプレッシャーがかかるというものでございします。運転またはその準備等の業務に関わる負担が、肉体的にも精神的にも大きくなっている状況がありまして、このような理由から出動の有無にかかわらず、勤務日に機関員としての指定された職員に対し支給する手当として創設し、運用しているところでございします。今回の改正につきましては、先ほど申し上げました創設当初の趣旨及び実際の運用面、また機関員業務手当の額を定めた別表の表記と条文第3条第3号の表記とでは整合性が取れていないことから、改正をするものでございします。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） 内容について、よく分かりました。

もう一つ、確認なのですが、字句の訂正、整合性を取るために字句を訂正するというご説明でしたけれども、そもそもの趣旨に基づいた手当に関してを削除するという事ではないのですね。業務に対して、しかるべき手当に関してはそのまま運用されて、字句だけを整合性を保つために直すという理解でよろしいでしょうか。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） 議員おっしゃるとおり、運用面としては何も変わるものではございません。

以上です。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第8、議案第2号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 議案第2号についてご説明をいたします。

本案は、令和5年2月21日付、消防予第59号、消防庁次長通知、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布に基づき、印西地区消防組合火災予防条例の一部について改正を行うも

のでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古澤由紀子） 消防長、ちょっとお待ちください。

小田川議員、マイクお願いします。失礼しました。

消防長。

○消防長（山下浩一） 議案第2号について補足説明させていただきます。

本案は、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、全出力が200キロワットまでであった急速充電設備の上限を撤廃し、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、急速充電設備の充電接続部はコネクタ型であることとし、充電対象を明確化するため、所要の改正を行うものでございます。

また、健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となり、火災予防の観点からも火災予防条例により喫煙所に標識を設置することを求めていることから、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応することや、表示と併せて設ける図記号の統一を図るため、所要の改正を行うものでございます。

本案の改正内容につきましては、お手元の審議資料、議2-2、新旧対照表を御覧ください。

初めに、急速充電設備の改正でございますが、第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に改め、同項中「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改めるものでございます。この第11条の2第1項につきましては、充電対象と充電用コネクタを明確化するものでございます。

続いて、議2-3につきましては、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号の次にアとして、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するものを加え、イとして、分離型のものにあっては、充電ポストを加え、同項第2号に、ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りではない。のただし書きを加え、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に改め、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改めるものでございます。

続いて、議2-4から議2-5につきましては、同項11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動

車等」に改め、同項第13号中「充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池の次に「(主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に第17号として、急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。を加えるものでございます。

続いて、字句の整理として、第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加えるものでございます。

続きまして、議2-5から議2-7の喫煙所等に関してご説明いたします。第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を第3項とし、同項の次に第4項として、第2項または前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」または「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号または日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。を加え、同条第5項中「前項」を「第3項」に改め、別表第7(第23条関係)を削除するものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日につきましては公布の日から施行するものでありますが、第11条の2第1項の改正規定である急速充電設備につきましては、令和5年10月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置として、施行日前に工事完了または工事中のものについては、改正前の印西地区消防組合火災予防条例第11条の2第1項及び第23条第2項または第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるものとなるものでございます。

また、第23条第3項第2号の規定については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものでございます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(古澤由紀子) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小田川議員。

○3番(小田川敦子) 議案第2号に対して質疑を行います。

条例改正となった背景については、今ご説明いただいて分かりましたが、特に急速充電設備の高出力化に対するの現場というか、家庭や施設における変更点がつかみづらかったので、もう少し具体的な、平易な表現でご説明いただけるとありがたいです。

2点目の質問です。この条例改正に伴い、消防にはどのような対応あるいは指導が求められるのでしょうか。2点お伺いします。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 予防課長の島田といいます。よろしくお願いいたします。

消防長の背景説明とダブるところがあるかもしれませんが、ご了承ください。近年電気自動車の急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっております。電気自動車のユーザーなどの走行距離延伸ニーズの増加や大容量の電池を搭載した電気自動車の開発が進められている中、大容量化した電池を短時間で充電する必要があります。現時点の出力200キロワットでは、充電にちょっと時間を要してしまいます。これによって大型の電気自動車、トラック、バスなどの普及に足かせとなってしまうことが懸念されておりました。前回の改正から急速な技術進歩により、バッテリーの大容量化、急速充電設備の高出力化が実現したことから、急速充電設備の安全検証を実施し、新たなハザードがなく安全性が確認できたことから、出力の上限を撤廃したものです。

あと各家庭への影響ということですよ。それは、例えば家族で高速道路を利用して電気自動車で旅行する。そうしますと、今の200キロワット以下の急速充電設備ですと、満タンに充電するのに1時間とかかかってしまうのです。日本の電気自動車というのは、40キロワット程度のバッテリーを搭載した小型のものしかないのですが、海外製のテスラとかBMWですと、更に大きな大型のバッテリーを搭載しております。このような車に充電すると、日本の急速充電設備ですと2時間とか、そういった長時間かかってしまいます。高速道路の急速充電設備ですけれども、大体30分程度でワンセットになっております。すると、満タンにならないので、再度並び直してまた充電するしかないのです。そうすると、高速道路で充電するのに2時間も3時間も待機させられてしまいます。これをなくすために、上限を撤廃すれば、テスラとか、そういったBMWとか大型のバッテリーを積んだものの車でも1時間程度あれば二、三百キロ走れる容量が充電されるというような状況です。影響的には、このようなものが考えられます。

あと消防の対応ですね。消防の対応としまして、ホームページを使用して周知させていただきたいと考えております。また、チャデモ協議会というのがあるのですが、これは急速充電設備を造るに当たって、自動車関係とか電気関係の各団体で構成された協議会です。こちらのほうからも改正の案内は関係団体にしているということなので、届出が上がってきましたら、消防のほうでは現地確認をしていきたいと思っております。

以上となります。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第9、議案第3号 工事請負契約に係る変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 議案第3号についてご説明をいたします。

本案は、消防本部・牧の原消防署庁舎修繕工事の工事請負契約に係る変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち、印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の概要につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 消防長。

○消防長（山下浩一） 議案第3号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、議3-1を御覧ください。本案につきましては、1の提案要旨に記載のとおり、消防本部・牧の原消防署庁舎修繕工事の工期中に本工事の受注者から請負代金額の変更協議の求めがあり、現契約書条項第25条の規定により、協議を行った結果、追加工事及び工期延長に伴う請負代金額の変更の必要があると判断したことから、変更契約を行わせていただくものでございます。

初めに、変更契約の概要といたしましては、3、変更契約の概要に記載のとおり、令和4年7月1日に開会されました令和4年第1回印西地区消防組合議会臨時会において議決をいただき、締結をいたしました現契約書の契約について、請負代金額の増額及び工期の延長をさせていただきます。

まず、3、(2)の請負代金額の増額につきましては、現契約の請負代金額は3億1,031万9,680円、変更後の請負代金額は3億1,722万1,520円となり、変更による増額は690万1,840円となるものでございます。

次に、3、(3)の工期の延長につきましては、現契約の工期であります令和4年7月2日から令和5

年7月31日までを、令和4年7月2日から令和5年9月30日までとし、約2か月間の工期の延長をさせていただくものでございます。

次に、請負代金額に係る変更理由でございますが、本工事の進捗に伴い、工事内容に予定していなかった汚水ポンプ及び非常用発電機の移送ポンプと返油ポンプについて、その劣化が著しく、早急な対応が必須であるとの指摘を施工業者から受けたことから、庁舎の安全かつ衛生的な運用のため、追加工事が必要であると判断させていただいたものでございます。

次に、工期の延長に係る変更理由でございますが、本庁舎修繕工事の修繕内容の中では、変電設備の更新工事を予定しておりますが、この工事の際の東京電力パワーグリッドへの高圧電力の引込み申請について、当初の申請方法と変更が生じたことから、予定していた工程での工事が不可能となり、工期の延長に至ったものでございます。

以上、追加工事及び工期延長に伴う請負代金額の変更の経緯のご説明をもちまして、議案第3号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩崎議員。

○5番（岩崎成子） それでは、質問させていただきます。

まず、審議資料の中で提案要旨ということで先ほどご説明いただきました。追加工事ということで、その中で汚水ポンプの劣化が著しくということでお伺いしたのですが、工事を受注するときはその辺のある程度検査とかもろもろされていると思うのですが、その時点ではそれが分からなかったのか、最初に契約するとき、ちょっと確認とか、その辺のところの説明を求めます。

あと、それに伴う工事延長だと思うのですが、もろもろの中で先方の方に請負代金のということで690万1,840円増額となっております。その辺について十分金額面も協議をされていると思いますけれども、その辺のところをもう少し詳細に説明を求めます。

以上、2点でございます。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） 牧の原消防署長の今井です。よろしくお願いいたします。

まず、いつ頃劣化が判明したのかという部分についてご説明のほうをさせていただきます。この汚水ポンプにつきましては、工事期間中の令和5年1月に汚水配管の交換の前段の作業として実施しました汚水槽の清掃時に判明しております。移送ポンプ、返油ポンプにつきましては、昨年6月の点検時にオイルのにじみ等を指摘されております。現段階のポンプの状況なのですが、汚水ポンプにつきましては、先ほど消防長からの答弁もありましたとおり、経年の劣化によって金属部分のさびや腐食が進んでおる状況でございます。そして、移送ポンプ、返油ポンプについても経年の劣化により各接続部にオイルの漏れ等が生じている状況でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 岩崎議員、よろしいですか。

（「答弁漏れ」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） 私からは、金額の内訳というところでご説明いたします。

金額の内訳としまして、直接工事費としまして163万7,600円、これはポンプ等にかかる金額でございます。そのほか共通仮設費で61万4,475円、現場管理費が328万6,870円、一般管理費が73万5,455円、それに消費税の627万440円を加えまして、合計で690万1,840円というような形になっております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

板橋議員。

○9番（板橋 睦） 今回4年ぶりに消防組合の議員になりましたもので、ちょっと分からないところがありますのですけれども、まずそもそものこの修繕工事、この説明がなかったものですから、私の勉強不足で申し訳ないと思いますけれども、この修繕工事で3億の金額で工事を発注したということなのですけれども、その工事の内容についてお聞かせ願いたいと思います。今までの岩崎さんの質問ですと、この追加工事のお話だったものですから、よろしく願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） 牧の原の今井です。大規模修繕工事の目的としまして、当初施設の老朽化、これはもう20年以上使用した、今こちらにある庁舎なのですけれども、こちらの諸機能の低下及び危険性を排除して、施設の延命化を図っていくことを目的に、今回の3億以上の想定された予算を組んでございます。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

小田川議員。

○3番（小田川敦子） それでは、説明を聞いていて確認なのですが、経年劣化によりポンプに激しい損傷が見られるということで、これは修繕になるわけですよ。買替えとか新規に交換ではなく、修繕対応ということでよろしかったでしょうか。

もう一つ、工期が2か月延びるわけなのですが、この2か月の工期延長に関して現場に影響はありますかという点で2点質問いたします。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） 牧の原消防署の今井です。まず、ポンプですけれども、汚水ポンプをはじめとする3つのポンプがあるのですけれども、これは全て経年劣化によって新規対応として修理を行う予定……修理ではなく新規となります。

そして、工期が2か月間延長されるけれども、どうだということなのですけれども、工期に対しての影響は特にございません。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 工事請負契約に係る変更契約の締結についてを採決します。

議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。再開は3時15分。

休憩 午後 3時05分

---

再開 午後 3時14分

○議長（古澤由紀子） 会議を再開いたします。

審議に入る前に、総務課長から文言の修正を行いたいという申出がありましたので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） すみません、先ほどの議案第3号のところで、岩崎議員からの質問で追加金額のところで、直接工事、共通仮設費、現場管理、一般管理費というところで答弁させていただきました。その中で、消費税のところを627万と私申し上げましたけれども、正確には62万7,440円というところで1桁間違っていました。申し訳ありません。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） それでは、審議に入ります。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第10、議案第4号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 議案第4号についてご説明をいたします。

本案は、印西地区消防組合消防車両等整備計画に基づき、印西消防署の水槽付消防ポンプ自動車を更新整備するため、地方自治法第96条第1項第8号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち、印

西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び取得の概要、詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 消防長。

○消防長（山下浩一） 議案第4号について補足説明させていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。

本案につきましては、事後審査型制限付一般競争入札により執行したものでございます。本年4月18日に入札等審査会を開催し、入札参加要件を決定し、5月8日に入札の公告を行ったところ、6者から入札参加の届出がありました。6月5日、6者による入札を行った結果、株式会社モリタ東京支店が6,420万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同者から消費税を含めました7,062万円で取得するものでございます。

以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得財産の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料、議4-1を御覧ください。取得する車両は、消防自動車5.5トン級シャシに自動車排出ガス規制適合のディーゼルエンジンを搭載し、乗車定員は6人、悪路走行にすぐれた四輪駆動方式としております。

主たる装備品として、毎分2,000リットル以上の放水能力を持つA-2級の消防ポンプを備えており、水利状況が悪い火災現場においても、積載水を使用し迅速な消火活動に即した車両となります。また、アシスト付電動ホースカーやポンプ自動調圧装置によって作業の省力化を図り、車両位置情報が常時把握可能な車両動態位置管理装置を装備した仕様となっております。納期につきましては、令和6年3月29日までとしております。

なお、審議資料の議4-2には開札調書を添付してございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小田川議員。

○3番（小田川敦子） まず、議案第4号、印西消防署で今保有している水槽付消防ポンプ自動車の買替えということですが、現在今使っている車は平成20年に購入している車両メーカーが日野ということで、先日いただいた資料のほうで確認をしております。およそ15年間乗った車ということですが、更新するに当たって機能的には水槽ポンプ車としての機能を取りそろえてはおりますけれども、性能がやはり15年の間によくなっている部分もあると思いますので、その点どういったところがよくなっているのか、ご説明いただけたらと思います。まず、その1点お願いします。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 更新するに当たり、車両の機能、性能がよくなった点はあるかについてお答えいたします。

旧車両と比較しまして、ポンプについては自動調圧装置というものがついておりまして、放水単位や車

両にかかる負担を抑えることが可能となります。また、室内についてはハイルーフ化によりまして、立った姿勢のまま装備を装着できるようになります。また、全方位カメラの装着により、室内から車外全方位の状況を確認できる等、安全面での機能が向上します。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） ありがとうございます。

最後に、もう一点確認なのですが、納入期限についてです。資料のほうでは、令和6年の3月29日までに納入予定ということになっておりますけれども、今現在社会情勢で車の納品が遅れがちであったり部品が足りないなどの話も聞いております。こちらの納入予定について確実に納入期限に納入されてくるのかどうか、その辺りはどのような話になっていきますか。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 納入期限についてご説明いたします。

納入業者に確認いたしましたところ、令和5年6月現在において、生産ラインは正常に稼働しているということでございます。しかしながら、今後の世界情勢等により、状況が変化する可能性はあり得ると回答を得ています。

以上です。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 財産の取得についてを採決します。

議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第11、議案第5号 財産の取得についてを議題とします。

本件案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 議案第5号についてご説明をいたします。

本案は、印西地区消防組合消防車両等整備計画に基づき、印旛消防署の高規格救急自動車を更新整備するため、地方自治法第96条第1項第8号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち、印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び取得の概要の詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 消防長。

○消防長（山下浩一） 議案第5号について補足説明させていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。

本案につきましては、事後審査型制限付一般競争入札により執行したものでございます。本年4月18日に入札等審査会を開催し、入札参加要件を決定し、5月8日に入札の公告を行ったところ、3者から入札参加の届出がありました。6月5日、3者による入札を行った結果、千葉日産自動車株式会社が3,324万4,000円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同者から消費税を含めました3,656万8,400円で取得するものでございます。

以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得財産の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料、議5-1を御覧ください。取得する車両は、高規格救急自動車専用シャシにガソリンエンジンを搭載し、乗車定員は7人、悪路走行に優れた四輪駆動方式としております。

主たる装備品としては、緊急走行時、傷病者への振動を軽減する防振機能つき架台を備え、ストレッチャーは一人で車両への搬入、搬出が可能となっております。救命率を高めるため、救急救命士が医師の指導の下で使用できる高度救命処置用資機材や質の高い胸骨圧迫を継続できる自動心肺蘇生器を備えております。また、車内の患者監視装置として、心電図、血圧等を測定する患者監視モニターを積載しております。更には、この地域には警察の救急搬送支援システムが取り入れられ、救急車が管内の基幹病院である日本医科大学千葉北総病院へ向かう際には、交差点の信号を制御して走行の安全と時間の短縮が図られるものとなります。納期につきましては、令和6年2月29日までとしております。

なお、審議資料の議5-2には開札調書を添付してございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小田川議員。

○3番（小田川敦子） 先ほどの議案4号と同じ質問をさせていただきます。議案5号に関しては、印旛消防署が保有する救急車の更新ということで、先日頂いた資料を見ましたら、現行は平成23年に購入したトヨタ車ということでした。ですので、今回は日産に変わるということにもなります。そこで、1点目の質問です。車両自体の機能や性能が向上した点についてお示してください。

2点目は、納入期限の確認です。世界状況から納期が確約されているのかどうかという点、確認したい

と思います。

以上2点です。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 車両の機能、性能がよくなった点はあるかという点に関しましてお答えいたします。旧車両と比較して、除染装置や飛沫感染防止対策用の隔壁扉の設置等により、感染対策の機能面が向上し、資機材については胸骨圧迫と人工呼吸を同時に管理でき、酸素化した血液を絶え間なく循環させることができる自動心肺蘇生器を整備いたしました。また、室内から車外の全方位を確認できるカメラの装置や最新のブレーキシステムにより、安全機能においても向上しております。

もう一点目の納入期限についてですが、先ほどと同様の回答となりますが、納入業者のほうに確認いたしましたところ、令和5年6月30日現在において全て国内在庫で対応可能との回答を得ております。しかしながら、今後の世界情勢により変化する可能性はあるとの回答でございました。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） 説明ありがとうございます。今回は救急車ということで、1台でも欠けては非常に困るということで、確認を追加でさせていただきます。万々が一期限に納入されなかった場合は、救急車が1台欠ける状態になるのでしょうか。新しい救急車が届くまでの間は、万々が一納入されなかった点についてはどのように対応を考えているのか、お示してください。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 非常用救急車がございますので、そちらのほうで対応を図っていきたく思います。

以上です。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

板橋議員。

○9番（板橋 睦） 整備計画に基づいて救急車を替えるということですが、前に聞いたと記憶しているのは、8年10万キロくらいでの更新ということでしたけれども、先ほどの質疑の中では平成23年に購入したということで、かなり時間もたっていますし、そういう意味ではこの更新時期になったその理由と、やはり今後の計画というのはどういうふうに見積もっているのかがまず1点お聞きしたいと思いますし、これただ単に廃車するだけではなくて、予備車として置いておく場合もあれば日本消防協会でしたっけ、そちらのほうに持って行ってそこで有効活用してもらおうというふうなことを聞いてもいましたけれども、この車については今後どのような扱いになるのか、お聞きします。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） ただいまのご質問にお答えいたします。

車両の更新年数ということでございますが、救急出動の件数及び年間の走行距離等を勘案しまして、平成29年に7年から12年というふうに変更をかけております。各消防署における救急車の稼働状況によって

距離数等が違ってきておりますので、それで7年から12年という幅を持たせたというところでございます。

(何事か言う人あり)

○警防課長(佐藤勝己) 各救急車の更新年数といたしましては、牧の原消防署が8年、印旛消防署が12年、本埜消防署が12年、印西西消防署が7年、印西消防署が12年、白井消防署が8年、西白井消防署が10年、救急予備車が12年という更新年数となっております。

更新する車両につきましては、令和6年に売払いを予定しております。

以上でございます。

○議長(古澤由紀子) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

都築議員。

○7番(都築真理子) すみません、通告をしていないのですが、ちょっと質問させてください。

入札金額を一番抑えられていてよろしいかと思うのですが、人命を扱う車ですので、仕様のには同じ、もしくはそれよりもよいものではないといけないと思っております。本埜消防署も日産自動車に変えていると思うのですが、今後日産自動車に変えていく方向になっていくのでしょうか。

○議長(古澤由紀子) 警防課長。

○警防課長(佐藤勝己) お答えいたします。

日産自動車に変えていくのかという点でございますが、これは入札の結果としてでございますので、今後はどうなるかはちょっと判断はつきません。性能は、日産車もトヨタ車も変わりはありません。

以上でございます。

○議長(古澤由紀子) 都築議員。

○7番(都築真理子) ありがとうございます。乗り心地に関してOBの方から、現場の方からもちょっと乗り心地が悪いというお声を聞くのですが、そういった面はお考えなどお聞かせください。

○議長(古澤由紀子) 警防課長。

○警防課長(佐藤勝己) 現行の日産車につきましては、過去のエルブランドというタイプの救急車よりは乗り心地はいいというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長(古澤由紀子) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 財産の取得についてを採決します。

議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古澤由紀子) 起立全員です。

したがって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

---

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長(古澤由紀子) 日程第12、報告第1号 継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

管理者。

○管理者(板倉正直) 報告第1号 令和4年度継続費繰越計算書の報告についてご説明をいたします。

本案は、令和4年度から2カ年の継続事業であります消防本部・牧の原消防署庁舎修繕事業につきまして、4,658万円を令和5年度に逓次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

○議長(古澤由紀子) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号 継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長(古澤由紀子) 日程第13、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

管理者。

○管理者(板倉正直) 報告第2号 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明をいたします。

本案は、令和4年度中に繰越明許費の議決をいただきました指揮車更新整備事業につきまして454万6,720円を令和5年度に繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長(古澤由紀子) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

◎報告第3号の上程、報告、質疑

○議長（古澤由紀子） 日程第14、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 報告第3号についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

令和5年3月17日16時頃、印西市若萩1丁目1番、北総鉄道株式会社、印旛日本医大駅へ消防用設備等の改修検査に向かい、天井裏で感知器の作動確認中に、職員が鉄骨から足を踏み外したことで、電気室天井の石膏ボードを踏み抜き、石膏ボード1枚を破損させた事故事案でございます。

和解の条件としまして、当消防組合の過失割合を10割、相手方過失割合をゼロとし、本事故に係る一切の損害賠償金として、対物賠償7万1,500円を支払うものでございます。なお、本件示談のほか、当消防組合と相手方には一切の債権債務関係がないことを確認しております。

今後、職員には職務を遂行するに当たり、常に緊張感を持って業務に取り組むよう指導し、管理安全の徹底を図ってまいります。

○議長（古澤由紀子） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

板橋議員

○9番（板橋 睦） 事故の概要は分かりましたけれども、これ職員にけがはなかったのかどうかだけお聞きいたします。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 職員のけがについてお答えいたします。

職員にも、駅関係者にも、工事関係者にもけが等はありませんでした。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） 私も1点確認させていただきます。この天井の破損により、駅の業務に支障や影響等はありませんでしたか。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 駅の業務に支障はなかったかとのことでお答えいたします。

天井を破損した電気室は、常時施錠をされております。電気設備のみを収容している区画であるため、天井以外に破損等はありませんでした。そのため駅の業務には支障は出ておりません。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

---

◎報告第4号の上程、報告、質疑

○議長（古澤由紀子） 日程第15、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 報告第4号についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において規定されている事項について専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

令和4年10月29日8時47分、印西市草深2429番地の11、トミオ印西コスモステラスへ救急出動し、施設の玄関軒先に救急車のルーフパネルに設置している無線アンテナが接触し、軒先の一部にへこみ及び救急車の無線アンテナが破損した事故事案です。

和解の条件としまして、当消防組合の過失割合を10割、相手方過失割合をゼロとし、本事故に関する一切の損害賠償金として、対物賠償33万8,800円を支払うものです。なお、本件示談のほか、当消防組合と相手方には一切の債権債務関係がないことを確認をしております。

今後、職員には職務を遂行するに当たり、常に緊張感を持って業務に取り組むよう指導し、管理安全の徹底を図ってまいります。

○議長（古澤由紀子） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩崎議員。

○5番（岩崎成子） 事故の概要のところでご説明いただきましたけれども、写真のほうを見ますと、確かに無線のところはテラスのところへぶつかって、そこがへこんで33万という金額になっていますけれども、当然この救急車のほうは無線アンテナも破損したというふうに説明ありましたけれども、こちらのほうも修繕、修理等されているのですが、救急車のほうにはどのぐらいの費用がかかったか伺います。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） それでは、ご質問にお答えいたします。

救急車のほうに関しましては、屋根に取り付けられている無線アンテナを破損して、損害額5万1,400円ということになってございます。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

小田川議員。

○3番（小田川敦子） それでは、一遍に4点質問させていただきます。

まず1点目です。この破損により、施設での営業に支障は出ませんでしたか。

2点目です。救急車が行ったということは救急要請で向かったのかなという理解でいるのですが、救急要請に対する救急搬送への影響はありませんでしたか。

3点目、救急車が破損したということになるわけで、そうなった場合の救急搬送にどのような影響がありましたか。

最後、人的被害というものはあったか、なかったかに確認したいと思います。

以上4点、お願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の破損により施設の営業に支障が出ませんでしたかというご質問について説明させていただきます。施設玄関の一部を破損させてしまって、先方には大変ご迷惑をおかけしてしまったところではございますが、施設関係者から施設の営業に関しては支障はなかったとの確認が取れております。

2点目の救急要請に対する救急搬送への影響はありませんでしたかということに関しましては、事故発生の事実を施設関係者に報告するとともに、傷病者の対応をしておりますので、救急搬送への影響はありませんでした。

続いて3点目です。救急車の破損状況とその後の業務の影響ということなのですが、救急車の無線アンテナが破損しましたが、ちば消防共同指令センターとの無線交信に大きく支障はなかったため、ふだんどおりの活動を行うことができます。

最後に、人的被害ですが、今回の事故により負傷した関係者及び救急隊員は発生しておりませんので、人的被害はありませんでした。

以上4点になります。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

では、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号 専決処分報告についてを終わります。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第16、同意第1号 印西地区消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

近藤瑞枝議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥事件に該当しますので、退場願います。

（1番 近藤瑞枝議員退場）

○議長（古澤由紀子） 本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 同意第1号についてご説明をいたします。

本案は、議会選出監査委員の選任でございます。本年4月29日をもって、議会選出監査委員、山田喜代子氏の任期が満了となりましたので、新たに印西市議会から当組合議員に選出されました近藤瑞枝議員に

お願いいたしたく提案し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

○議長（古澤由紀子） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 印西地区消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

同意第1号については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、同意第1号については原案のとおり決定されました。

近藤瑞枝議員の入場を許します。

（1番 近藤瑞枝議員入場）

---

#### ◎日程の追加

○議長（古澤由紀子） お諮りします。

議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（古澤由紀子） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

---

#### ◎議席の一部変更

○議長（古澤由紀子） 追加日程第1、議席の一部変更を行います。

お諮りします。議長、副議長の選挙に伴い、申合せにより会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

○議会書記長（中根秀一） それでは、変更する議席番号と氏名を申し上げます。

2番、古澤由紀子議員の席を10番に、10番、石井恵子議員の席を2番に変更いたします。  
以上でございます。

○議長（古澤由紀子） お諮りします。

ただいま朗読しましたとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（古澤由紀子） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読しましたとおり議席の一部を変更することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（古澤由紀子） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和5年第1回印西地区消防組合議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時55分）